

佐賀関復興市営住宅建設事業 新旧対照表

新旧対照表と要求水準書・別紙 1 施設設計要領に差異がある場合は、要求水準書・別紙 1 施設設計要領を優先する。

■要求水準書

該当箇所		旧			新			
P12 第 3 事業実施に関する要求水準 2 施設計画に関する標準 (2) 施設構成	付帯施設・その他共同施設等	施設等		規模	備考			
		(仮称)佐賀関復興市営住宅		未定	30～39 戸程度を想定 ※住戸数によっては、一室を集会室等として整備することがある。			
			駐車場	未定	住戸数の 100%以上を整備			
			自転車置場	未定	屋根付き 住戸数の 100%程度を整備			
			ごみ置き場	1 か所	住棟配置計画に応じて整備			
			関連施設 (浄化槽、LPG 置場)	適宜	計画に応じ必要とされる施設を整備 (ガス供給事業者との協議要)			
			太陽光発電設備	適宜	共用部照明、浄化槽設備等に電力を供給する設備を整備 (非常時には、屋上避難スペース等に電力を供給できる設備とする)			
		その他	適宜	事業予定地内の車道及び通路、雨水排水設備、フェンスを住棟配置計画に応じて整備				
		施設等		規模	備考			
		(仮称)佐賀関復興市営住宅		34 戸	集会室を住棟内に設置することを基本とする。			
付帯施設・その他共同施設等	駐車場	36 台以上	住戸数の 100%以上を整備± 管理用駐車場 2 台を整備					
	自転車置場	26 戸程度	屋根付き 住戸数の 75%程度を整備					
	ごみ置き場	1 か所	住棟配置計画に応じて整備					
	関連施設 (浄化槽、LPG 置場)	適宜	計画に応じ必要とされる施設を整備 (ガス供給事業者との協議要)					
	太陽光発電設備	適宜	共用部照明、浄化槽設備等に電力を供給する設備を整備 (非常時には、屋上避難スペース等に電力を供給できる設備とする)					
その他	適宜	事業予定地内の車道及び通路、雨水排水設備を住棟配置計画に応じて整備						

該当箇所	旧	新
P12 第3 事業実施に関する要求水準 2 施設計画に関する標準 (3) 住棟配置	ア 住棟形式は、大分県公営住宅整備指針による共同住宅とし、階数は必要戸数が確保できる階数とする。	ア 住棟形式は、大分県公営住宅整備指針による共同住宅とし、階数は必要戸数が確保できる階数 <u>(原則3階建て)</u> とする。
P12 第3 事業実施に関する要求水準 2 施設計画に関する標準 (4) 住戸数及び住戸構成	ア 住戸数 原則住戸とし、 <u>30～39戸程度を想定している。</u> <u>※住戸数によっては、一室を集会室等として整備することがある。</u>	ア 住戸数 <u>34戸を整備する。</u> <u>あわせて、3DK（3LDK）タイプの面積以上を確保した集会室を整備する。</u>

該当箇所	旧	新																														
P12 第3 事業実施に関する要求水準 2 施設計画に関する標準 (4) 住戸数及び住戸構成	イ 住居構成 住戸タイプ別の面積及び戸数は次のとおりとする。また、住居構成については、以下の点に留意すること。 - 計画戸数のうち、<u>数戸（3戸程度）</u>を車椅子対応住戸として計画すること。 - 住戸タイプは、左右反転タイプを除き、各タイプ同一の間取りを原則とする。 - 入居者の生活スタイルの変化に対応できるフレキシブルな間取りが望ましい。 - 将来的に住戸タイプを柔軟に変更することが可能な計画が望ましい。（例：1DK+1DK → 3LDK） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th><th>住戸専用面積</th><th>本事業の計画戸数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3DK（3LDK）</td><td>60～70 m²</td><td><u>未定</u></td></tr> <tr> <td>2DK（2LDK）</td><td>50～60 m²</td><td><u>未定</u></td></tr> <tr> <td>1DK（1LDK）</td><td>40～50 m²</td><td><u>未定</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>-</td><td><u>未定</u></td></tr> </tbody> </table> 注1) 住戸専用面積は、壁芯計算とする。住戸専用面積に、住戸内のPSの面積を含めるが、バルコニー、窓下室外機置場、アルコーブ並びに共用部分から使用するPS及びメーターボックスの面積を含めないこと。 注2) <u>住戸数、車椅子対応住戸数は、被災者の申し込み数によるものとし、入札公告までに確定させるものとする。</u>	住戸タイプ	住戸専用面積	本事業の計画戸数	3DK（3LDK）	60～70 m ²	<u>未定</u>	2DK（2LDK）	50～60 m ²	<u>未定</u>	1DK（1LDK）	40～50 m ²	<u>未定</u>	合計	-	<u>未定</u>	イ 住居構成 住戸タイプ別の面積及び戸数は次のとおりとする。また、住居構成については、以下の点に留意すること。 - 計画戸数のうち、<u>3戸以上（各住戸タイプ1戸ずつ以上）</u>を車椅子対応住戸として計画すること。 - 住戸タイプは、左右反転タイプを除き、各タイプ同一の間取りを原則とする。 - 入居者の生活スタイルの変化に対応できるフレキシブルな間取りが望ましい。 - 将来的に住戸タイプを柔軟に変更することが可能な計画が望ましい。（例：1DK+1DK → 3LDK） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th><th>住戸専用面積</th><th>本事業の計画戸数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3DK（3LDK）</td><td>60～70 m²</td><td><u>13戸</u></td></tr> <tr> <td>2DK（2LDK）</td><td>50～60 m²</td><td><u>15戸</u></td></tr> <tr> <td>1DK（1LDK）</td><td>40～50 m²</td><td><u>6戸</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>-</td><td><u>34戸</u></td></tr> </tbody> </table> 注1) 住戸専用面積は、壁芯計算とする。住戸専用面積に、住戸内のPSの面積を含めるが、バルコニー、窓下室外機置場、アルコーブ並びに共用部分から使用するPS及びメーターボックスの面積を含めないこと。 注2) <u>住戸タイプごとの計画戸数は、配置計画上やむを得ない場合、1DK（1LDK）は6～8戸、2DK（2LDK）は13～17戸、3DK（3LDK）は11～13戸を許容範囲とする。</u>	住戸タイプ	住戸専用面積	本事業の計画戸数	3DK（3LDK）	60～70 m ²	<u>13戸</u>	2DK（2LDK）	50～60 m ²	<u>15戸</u>	1DK（1LDK）	40～50 m ²	<u>6戸</u>	合計	-	<u>34戸</u>
住戸タイプ	住戸専用面積	本事業の計画戸数																														
3DK（3LDK）	60～70 m ²	<u>未定</u>																														
2DK（2LDK）	50～60 m ²	<u>未定</u>																														
1DK（1LDK）	40～50 m ²	<u>未定</u>																														
合計	-	<u>未定</u>																														
住戸タイプ	住戸専用面積	本事業の計画戸数																														
3DK（3LDK）	60～70 m ²	<u>13戸</u>																														
2DK（2LDK）	50～60 m ²	<u>15戸</u>																														
1DK（1LDK）	40～50 m ²	<u>6戸</u>																														
合計	-	<u>34戸</u>																														

該当箇所	旧	新
P12 第3 事業実施に関する要求水準 2 施設計画に関する標準 (5) 住棟の必要室	本事業においては、以下の諸室等を整備すること。 ・住棟専用部 玄関、玄関ホール（廊下）、台所、食事室、居室、浴室、洗面・脱衣室、便所、収納、各住戸専用バルコニー ・住棟共用部 エントランスホール、EV、共用廊下、階段、屋上への階段室、屋上避難スペース	本事業においては、以下の諸室等を整備すること。 ・住棟専用部 玄関、玄関ホール（廊下）、台所、食事室、居室、浴室、洗面・脱衣室、便所、収納、各住戸専用バルコニー ・住棟共用部 エントランスホール、EV、共用廊下、階段、屋上への階段室、屋上避難スペース、<u>集会室</u>
P15 第3 事業実施に関する要求水準 3 設計業務に関する要求水準 (2) 基本設計、実施設計	ア 事業者は、<u>設計業務委託契約</u>の締結後速やかに、提案書に基づき整備住宅等の整備に係る基本設計を行い、完了後に本市の確認を受けなければならない。	ア 事業者は、<u>本契約</u>の締結後速やかに、提案書に基づき整備住宅等の整備に係る基本設計を行い、完了後に本市の確認を受けなければならない。
P16 第3 事業実施に関する要求水準 3 設計業務に関する要求水準 (3) 設計住宅性能評価の取得等	(3) 設計住宅性能評価の取得	(3) 設計住宅性能評価の取得<u>等</u>

該当箇所	旧	新
P17 第3 事業実施に関する要求水準 4 建設業務に関する要求水準 (2) 建設住宅性能評価の取得	ア 住宅性能評価については、「<u>4</u> 設計業務に関する要求水準」を確認し、取得すること。	ア 住宅性能評価については、「<u>3</u> 設計業務に関する要求水準」を確認し、取得すること。
P17 第3 事業実施に関する要求水準 4 建設業務に関する要求水準 (4) 化学物質の室内濃度調査	ア <u>事業完了後</u>、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、本市に報告すること。	ア 室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、本市に報告すること。

■要求水準書 別紙1 施設設計要領

該当箇所	旧	新
P1 第1 建築 (1) 配置計画 駐車場	<u>駐車場（車いす使用者向け）</u> <u>⑤整備する車いす使用者向け住宅の戸数分の車いす使用者用駐車施設を設置する。</u> <u>⑥枠線寸法で幅 3.0m、奥行き 5.0m以上とし、スロープまでのアプローチ幅は 140cm 以上とするように努める。</u>	<u>(削除)</u>
P1 第1 建築 (1) 配置計画 駐車場	<u>(追加)</u>	<u>⑤管理用駐車場（2 台）を配置することが望ましい。</u> <u>1 台当たりの駐車スペースの大きさは幅 3.5m（内、ゼブラ 1 m）、奥行き 5.0m程度とする。</u>
P1 第1 建築 (1) 配置計画 集会室	集会 <u>スペース等</u> <u>①住戸数によっては、一室を集会室等として整備することがある。</u>	<u>集会室</u> <u>①住棟内に設置することを基本とする。</u> <u>②規模は、3DK（3LDK）タイプの面積以上を確保する。</u> <u>③玄関下駄箱、台所、トイレ、収納、照明器具、エアコン（コインタイマー式）を設置する。</u> <u>④集会室の各部の設計は、高齢者及び障がい者に配慮したものとする。</u>
P1 第1 建築 (1) 配置計画 その他	③事業予定地周囲にはフェンスを設置する。	③事業予定地周囲には <u>別途工事にて転落防止用の</u> フェンスを設置する。 <u>(設置範囲は、別添資料4 開発計画図を参照のこと)</u>
P4 第1 建築 (3) 建築（共用部分） 外壁	③外壁 <u>東面</u> に棟番号（10 文字程度）のサインを表示すること。 サインはステンレス箱文字 500 角を標準とすること。	③外壁 <u>西面及び南面</u> に棟番号（10 文字程度）のサインを表示すること。サインはステンレス箱文字 500 角 <u>(西面)、300 角 (南面)</u> を標準とすること。

該当箇所	旧	新
P4 第1 建築 (3) 建築（共用部分） 玄関ホール	①住棟のエントランスホールには、掲示板及び住戸数に応じた集合郵便受け箱を取り付ける。	①住棟のエントランスホールには、掲示板及び住戸数に応じた集合郵便受け箱 <u>（鍵は別途、入居者設置）</u> を取り付ける。
P4 第1 建築 (3) 建築（共用部分） 共用階段	<u>（追加）</u>	<u>⑤共用階段の下スペースに入居者が共同で利用できる倉庫を確保すること。</u>
P5 第1 建築 (3) 建築（共用部分） 共用廊下	⑥連続した歩行補助手すり（H=750～850 mm）を <u>片側</u> に設けること。ただし、子どもの転落防止に配慮すること。 ⑦幅員は有効1,200mm以上とし、車いすの回転スペースを考慮して計画すること。	⑥連続した歩行補助手すり（H=750～850 mm）を <u>住戸側</u> に設けること。ただし、子どもの転落防止に配慮すること。 ⑦幅員は有効1,200mm以上とし、 <u>室外機置場</u> や車いすの回転スペースを考慮して計画すること。
P7 第1 建築 (4) 建築（専用部分） エアコンスリーブ等	①台所を除く各居室には、エアコンを設置するためのインサート及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取り付ける。また、必要に応じて、食事室、居間等には多目的スリーブを設置する。	①台所を除く各居室には、エアコンを設置するためのインサート <u>（下地補強とも）</u> 及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取り付ける。また、必要に応じて、食事室、居間等には多目的スリーブを設置する。
P7 第1 建築 (4) 建築（専用部分） バルコニー	①住戸にはバルコニーを設け、クーラー用室外機設置場所、物干し金物及び避難器具等の配置を十分に考慮した計画とする。 ②（略） ③物干し金物を取り付ける <u>（物干し竿の高さが、バルコニー床面からの高さH=1,700mm以下となるように設置する）</u> 。	①住戸にはバルコニーを設け、クーラー用室外機設置場所、物干し金物及び避難器具等の配置を十分に考慮した計画とする。 <u>室外機は、吊り下げ設置が可能とすること。</u> ②（略） ③ <u>高齢者の使用に配慮した上で、</u> 物干し金物を取り付ける。

該当箇所	旧	新
P7 第1 建築 (5) 参考) 標準的な仕上げ	外壁 コンクリート打放しの上、複層塗材 E 吹付	外壁 コンクリート打放しの上、複層塗材 E 吹付 <u>または防水型複層塗材 E</u>
P8 第1 建築 (6) 参考) 標準的な仕上げ (住戸内部)	和室 <u>和室の設置無し</u>	和室 <u>和室は設置しないが、洋室の1室に入居者が置き畳等を設置可能な工夫を求める。</u>
P12 第2 電気設備 スイッチコンセント	(追加)	<u>⑤レンジフードは本体スイッチと別運転操作可能なスイッチを台所壁面に設置すること。</u>
P12 第2 電気設備 通信・情報設備共通事項	<u>②水測集中検針盤については、市町村により設置の必要の無い地域があるので確認して、機械設備担当者と打合せのうえ、設置の有無を決定すること。</u>	<u>②市上下水道局との協議により水道使用量の検針方式を集中検針による個別検針とした場合には、水測集中検針盤を1階フロアに設置すること。仕様および設置場所については協議により決定すること。</u>
P14 第2 電気設備 太陽光発電設備	①共用部照明、浄化槽設備、屋上避難スペース等に電力を供給する太陽光発電設備 (2.0kw 程度)、パワーコンディショナー (3.0kw 程度) を設けること。	①共用部照明、浄化槽設備、屋上避難スペース等に電力を供給する太陽光発電設備 (2.0kw 程度)、パワーコンディショナー (3.0kw 程度) を設けること。 <u>なお、蓄電池の設置は想定していない。</u>
P15 第3 機械設備 (1) 上水道 (屋外) 給水計画 給水方式	<u>(追加)</u>	<u>・市上下水道局との協議により受水槽の設置が必要となった場合には受水槽を設置すること。</u>

該当箇所	旧	新																																																						
P17 第3 機械設備 （2）上水道（屋内） 屋内給水設備 受水槽	圧送方式、配管材料等について、市上下水道局との協議により決定する。	<u>市上下水道局との協議により受水槽を設置する場合には以下の仕様による。</u> 圧送方式、配管材料等については市上下水道局協議により決定する。																																																						
P17 第3 機械設備 （3）排水・浄化槽 排水設備	・ 屋内排水系統は、汚水・雑排水 <u>合流</u> 方式を基本とすること。	・ 屋内排水系統は、汚水・雑排水 <u>分流</u> 方式を基本とすること。																																																						
	・ 配管種別と使用区分 本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。	・ 配管種別と使用区分 本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。																																																						
	<table><tr><th colspan="2">使用場所</th><th>管種</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">汚水・雑排水</td><td>屋外埋設</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、<u>VU</u>)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">横走り管 (屋外露出、ピット内等)</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td></td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td>区間の前後 1m</td></tr><tr><td rowspan="2">立管</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td></td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">住戸内</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td>台所流し下</td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td>区画の前後 1m</td></tr><tr><td></td><td>雨水</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、<u>VU</u>)</td><td></td></tr></table>	使用場所		管種	備考	汚水・雑排水	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、 <u>VU</u>)		横走り管 (屋外露出、ピット内等)	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区間の前後 1m	立管	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)		住戸内	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	台所流し下	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区画の前後 1m		雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、 <u>VU</u>)		<table><tr><th colspan="2">使用場所</th><th>管種</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">汚水・雑排水</td><td>屋外埋設</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">横走り管 (屋外露出、ピット内等)</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td></td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td>区間の前後 1m</td></tr><tr><td rowspan="2">立管</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td></td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">住戸内</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)</td><td>台所流し下</td></tr><tr><td>耐火二層管 (国土交通大臣認定品)</td><td>区画の前後 1m</td></tr><tr><td></td><td>雨水</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)</td><td></td></tr></table>	使用場所		管種	備考	汚水・雑排水	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)		横走り管 (屋外露出、ピット内等)	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区間の前後 1m	立管	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)		住戸内	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	台所流し下	耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区画の前後 1m		雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	
	使用場所		管種	備考																																																				
	汚水・雑排水	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、 <u>VU</u>)																																																					
		横走り管 (屋外露出、ピット内等)	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																																																					
			耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区間の前後 1m																																																				
		立管	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																																																					
			耐火二層管 (国土交通大臣認定品)																																																					
		住戸内	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	台所流し下																																																				
耐火二層管 (国土交通大臣認定品)			区画の前後 1m																																																					
	雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、 <u>VU</u>)																																																						
使用場所		管種	備考																																																					
汚水・雑排水	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)																																																						
	横走り管 (屋外露出、ピット内等)	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																																																						
		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区間の前後 1m																																																					
	立管	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)																																																						
		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)																																																						
	住戸内	硬質ポリ塩化ビニル管 (一般管) (VP)	台所流し下																																																					
		耐火二層管 (国土交通大臣認定品)	区画の前後 1m																																																					
	雨水	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)																																																						

該当箇所	旧	新
P18 第3 機械設備 (3) 排水・浄化槽 し尿浄化槽	<u>(追加)</u>	<u>・処理水の放流は自然流下による放流を基本とする。</u>
P18 第3 機械設備 (4) ガス設備 屋外ガス設備 その他	・ガス事業者の仕様による。詳細は<u>ガス事業者</u>と協議すること。 ・掘削土の状態によらず埋設配管には保護シートを取付けること。地表面と PE 管の中間付近に埋設標識シートを設置すること。	・ガス事業者の仕様による。詳細は<u>大分県 LP ガス協会等</u>と協議すること。 ・掘削土の状態によらず埋設配管には保護シートを取付けること。地表面と PE 管の中間付近に埋設標識シートを設置すること。
P19 第3 機械設備 (5) 空気調和設備	<u>(追加)</u>	・能力は設置場所の諸条件を考慮し、<u>適正な機種を選定すること。</u> ・耐塩害仕様の程度については設置場所の条件を考慮し、<u>適切な仕様を選定すること。</u> ・ドレン配管については屋内配管 (NDD 相当品)、屋外配管 (VP) とする。 ・冷媒管の保温厚は<u>公共建築工事標準仕様書</u>による。
P20 第3 機械設備 (7) 衛生設備 (住戸) 衛生器具	便器 ・洋風大便器とし、密結式/防露式/手洗付/フタ付き/ロータンク/ソフト閉止付普通便座とすること。 <u>・床上排水とすること。</u>	便器 ・洋風大便器とし、密結式/防露式/手洗付/フタ付き/ロータンク/ソフト閉止付普通便座とすること。 <u>・入居者負担により温水洗浄便座を取付け可能な仕様とすること。</u>
P20 第3 機械設備 (7) 衛生設備 (住戸) 衛生器具	洗面台 ・洗面台化粧台 (600 型、一面鏡、シングルレバー式温水混合水栓、止水栓・S トラップ付き) を基本とすること。歯ブラシは付属しないこと。	洗面台 ・洗面台化粧台 (600 型、一面鏡、シングルレバー式温水混合水栓、止水栓・S トラップ付き) を基本とすること。歯ブラシ<u>立</u><u>て</u>は付属しないこと。

該当箇所	旧				新			
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	住宅設備の項目				住宅設備の項目			
	工事取付		入居者対応		工事取付		入居者対応	
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	バルコニー	物干し竿	○		バルコニー	物干し竿	○	
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	住宅設備の項目				住宅設備の項目			
	工事取付		入居者対応		工事取付		入居者対応	
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	テレビ	地上波アンテナ	△※		テレビ	地上波アンテナ	△※	※基本とする
		衛星放送受信アンテナ	△※			衛星放送受信アンテナ	△※	※基本とする
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	CATV		△※		CATV		△※	※必要に応じる

該当箇所	旧	新																																																									
P23 第4 参考資料 住宅設備の整備について	(追加)	<table><tr><th colspan="2">住宅設備の項目</th><th>工事取付</th><th>入居者対応</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">集会室</td><td>玄関下駄箱</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>台所</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>トイレ</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>収納</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>照明器具</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>エアコン</td><td>○</td><td></td><td>コインタイマー式 設定可能範囲 等詳細については協議の上 決定する</td></tr><tr><td>ガスコンロ</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">駐輪場</td><td>照明</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>チェーン用 バーラック</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>外構</td><td>照明</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">駐車場</td><td>照明</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>車止め</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考	集会室	玄関下駄箱	○			台所	○			トイレ	○			収納	○			照明器具	○			エアコン	○		コインタイマー式 設定可能範囲 等詳細については協議の上 決定する	ガスコンロ	○			駐輪場	照明	○			チェーン用 バーラック	○			外構	照明	○			駐車場	照明	○			車止め	○		
		住宅設備の項目		工事取付	入居者対応	備考																																																					
		集会室	玄関下駄箱	○																																																							
			台所	○																																																							
			トイレ	○																																																							
			収納	○																																																							
			照明器具	○																																																							
			エアコン	○		コインタイマー式 設定可能範囲 等詳細については協議の上 決定する																																																					
			ガスコンロ	○																																																							
		駐輪場	照明	○																																																							
			チェーン用 バーラック	○																																																							
		外構	照明	○																																																							
		駐車場	照明	○																																																							
			車止め	○																																																							

■別添資料 4

該当箇所	旧	新
開発計画図		※6 月 5 日の実施方針等の公表内容から変更あり

■別添資料 7

該当箇所	旧	新
成果品リスト		※6 月 5 日の実施方針等の公表内容から変更あり